KODAK Color Control Patches ©The Tiffen Company, 2000
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

門 1 普 4
號 600
卷 196

葵亭道人著

答問鈔

無方齋藏板

京都帝國大學圖書

答問鈔

或問曰先年學健と題して書を見られて是下の著述乃ち誠に初めある大言先に全学ずきが出さくなるい是下手まの言葉とはお意をとれとよう〻おすもれい謙て是ひれ美歩てよいや答曰はたつもく新ひ古富仕法ひに春に寿よ才分不お意なるたとの仕適当新ひ敬ひくもはさ程をりすいはくが相止敬ひるりくく才名もをすもんいれそしたるるすくく浜寿て新宝船寿

瀧澤文庫

問田さしたる異なの事なれハ家おいてハいはれた先祖より
伝来乃主家へ対し奉り職を尽し一とへに心を砕いて
忠孝乃道をつくしもかなしむべきまにいうちれハ家職ハ
あれども其心を学し才芸をもつとめ
さるにはんのうくれ
誉田あるを人と伝の通たとえ世間ハ
しるをはあれ世をしれとも
東照宮天下乃政を御執行遊ばされ古今
ためしなき大平に御恩徳四海に溢れ国土の安隠等

民に教樂ひとしなかりけり生出たる者共を
し其職を勤免度とて 御代々の御神徳御恩徳を
仰慕奉り 寶祚永久国家長久天下太平
を祈奉るより外に何ぞ心ハ即小道ハ外とも此
所ハ数部しあるまいとの事なれ共高き者
天下に根本なれ共に及ハ先天竺の仏道唐の儒道
を仏道迄もされを
をいつれを学ぶ
もと浅思ひ者を結局より明を学ぶ事なるよてむ

儒仏ともに文武兼備の国君なれば王道覇道ともに
と是と風土の異ひ物ゆえて害をなすべきに
しるべきに既に保元以来　王道衰微せしを
東照宮かこれをおこし給ふ　数百年殺伐の
て御沢深厚実に物々一旦に古に
返らしめんとやせかれ儒仏ともに益の
拯濟せんとて　寛永年間国家長久天下太平乃
一助ともなるべく立置せられしにて保元以来
王道乃古に及ぶべきを見せ給ふ安い各貴方を仕通拯き

わしの御聖意を聴得して皆知道くう一己の
学問無慶を高れく御沢深を正し拯濟せんと
て数百年湮没して諸人の心附さる道理をあはして
拯を拯ひて富士山乃高を生ずるもなれ涙を呑して
滄溟海の深を抜かるもあれ　寛永年間国家長久
天下太平乃基を立てんとて儒者を儒学に
改しても仏者は仏乃裏殺しても天下乃家を治むる
切なるあれ　寛永年間国家長久天下太平
殺しても切なるは一助の為なれば　殺生の義
殺しても切なるは一助の為なれば　殺生の義

以一座の宴作を務とす一の所作を
用ひさる業を皆大道にて皆さかる器人なるべくなれ
い能くて大名は一義をあらふこのふ知行を無ひ
ばんに万一共大名乃は家よりたるなん好者名を擯ち知
行を捨一藝を後減しても主人のほたるの用にたつを
時おのれ一藝の弘通をのこるひ知りとのこたかとる
可なりて主人の大ふと陪家よ臭ち人を縁者人をよて武
士の数ふ人ふ法数ふ拾郎乃ち知ふ一芸の祖ふ行
ふ人ふ　寛和年家ふ

猛者人乃ち中ふ中ふ人ふ所ひし石伴乃を弘通拾て
されたる如此　御聖意を鑑ひて永宗の無度身名社
禍福をふ法律　寛和学霧國家長久天下泰平を祈て
学問ふ人ふ人ふ拳睫を英述ふ人ふ
問同ひふの而大略承ふ人ふ拳睫を陸ふ人ふ大意
ふ人ふ人ふ法ふ人ふ人ふ
若同拾ふ而存ふ人ふ人ふ拾ふ人ふ
乃ふ法ふ　ふ人ふ拳睫の大ふ人ふ人ふ次漢攻漢
と改名取其義乃ふ人ふ居ふ人ふ漢籍ふ人ふ

みだれ法ゆゑ影響の所を論じ[illegible]法の[illegible]を濫さ
[illegible]ものも改名取其義の一[illegible]
もなれ不十事とねんけを法と影響のるは[illegible]
不のみを[illegible]法儒の[illegible]
[illegible]

問曰也法[illegible]
[illegible]

答曰先編意固其言の石に漢ちを中義唐人と毒人唐物伝
毒あるとして[illegible]唐人乃異れとも[illegible]

成懐[illegible]ものを[illegible]應永八年道義贈書并物于大明
國建文皇帝賜璽書云[illegible]
勢其言乃[illegible]
ひしも前大将軍源道義遣使明國賜書及物其王朱允炆奉
書謝之[illegible]
又拘辭狭其意乃[illegible]本諸身徴諸庶民[illegible]
乃[illegible]
活法乃[illegible]
[illegible]用辭轉其意[illegible]

ふむ所の事法則刑政清矣とつきとゝ生を
ゐ事をおこなひ其家何を以のゝん庶民を考合をく
施し用ていのなんと遂一を考つくあ来の法解
に泥ばしして自の霊智を宜用しに生ずしに高明
活理を生ずさ名所ゝ 本諸身徴諸庶民を按きて
免こゝ見れい聖人も經学もとゝ浮説ゑ国ゝ乱太平
の物ゑふこして潤色の一物ゝ過ぎとゝ方ゝ
又泥名畧其義ゝ考三王而不繆とり以て法ゝ以
唐の夏殷周此三王ゝ考ゝ考ゝたゝ典ゝを

論ゝてゝたゝ日本の法ゝうゝにゝ此の例をちゝゝ
ゝゝゝも改名取其義のゝ以ゝゝゝれに考
三王とゝゝを法ゝゝ方殷周乃ゝ三に考ゝゝ八皇
ゝゝ三国のゝゝ即
天祖神祖ゝ御代ゝゝ典刑ゝ考合ゝゝ
祖ゝゝ以ゝゝれ文喜虚遺其實の所ゝ堯舜之
民北屋可封ゝゝゝ
のゝゝゝゝゝゝゝ治ゝ盛
ゝゝゝゝゝゝゝ

攝其實のまことのようあれいはゆるの如くしかも西人は
あるを必ずの理も堯舜の時も稽古の業より四方ちと上
の人々さく恐れもちろ多きを比屋可封中ち堯舜乃
言行を学ぶもあるなりと悟るも
又眩文昧其質の唐人の経学詩文が書画の類
あるを皇國の人々もハ遥に劣れりと思ひきれ某
人は多智を高天海をもして和人のの企及の屋
さにあたなくいまを悟るして 慨仰とるる 剥文
求其質のこゝろ以ちのちなれも 徳合天地智濟造化能

平治天下傳之無窮至百世之後無有使其弊生
滅絶之禍此謂之聖之極智之至
い理なるが一切の文章を作りて唐山に纂集をもて
して世の人のちゝくもいひあるを比牧ケ三ケ年
ちたりと若しめ窮をもて極ケをもて國とゝ也
たるこゝ以ちなるなくやとわひ知ちもを法の
堯舜の如くしても元崇ケ十二章の文彩あるか
して皇國のちゝく文質の理大ケ異なり其上
皇ちのあれ文字を以をあれを乃文字とゝちもを

てもこ唐山のみ字のみつをハ融通無碍なるゆえ
もなるべしハ周礼考工記のいまもいる鄭之刀宋之斤
魯之削呉越之劒遷乎其地而弗能為長地氣然
也とをしへしも性くし一域の中にても其國の名物も
他国にて学ひとるもなれハ唐山の文物も皇国
の武芸武勇のもろ〳〵名物なり唐山の文物
ろもなるハ人情は文弱にして勇なるゆえ
ろ〳〵文弱なる事をもとめる事なるゆ
地霊鍾まんなる事なりて浮撲の風をも

やはり浮撲のみをもてこれやはりこの風俗にて勇武
の事益〳〵勇武の事益〳〵なるゆえに遂に
小藩ハ国ハ国ハ中国の文物を唐山の優なるとも
拙なるもの国にしてこれを慢侮するこ
なれとも思ひをもてかれ虚文にて実なれ法則を
り実義の実用をえんと皇国の浮撲乃笑を
有情相とるものおもひもよらぬ
皆四海の外なる夷狄なるものなれ
有五而殺人為下逆天地者罪及五世誣文武者罪

及四世中衰しかるに湯武とうるハ孔子のそしり給ひ
たがいうこゝろ也其国の諸侯
此人皆ひ而ひとりとく強られて迯て去たる又ハ
司馬温公ハ周自平王東遷云こゝろ文もこの通り
のるゝ也高祖ハ倫ゆゑ本諸侯微諸庶民
こゝのたぐひを活業乃皇帝なり然ゆゑ分らにて
ハ高祖ハ倫なれども皇國ハ天子なるを
悪しきを不倫乃倫とおもひ違ゆゑ
皆中つく高祖ハ誣文武ハ即皇帝

天祖神授を授ゆゑ
皇統萬々世を御ゆゑ
て堯舜湯武ハ
天祖神授を授ゆゑ
悪しき問四国ハ公の倫ゆゑ
ゆゑ

其国ハ用の事を倫しゆゑ事ハ文ハ周自平
王東遷日以衰微至於戦國又分為二其土地人民
不足以比強國之大夫然天下猶尊之以為主守文武

之宗祧綿〻然久而不絶其故何哉植本固而源深
且遠之故也昔周之興也禮以為本仁以為源自后
稷以来至於文武成康其講礼也備矣其施仁也深
矣民習於耳目浹於骨髓雖後世微弱民將有凌慢
之心則畏先王之禮而不敢為將有離散之氏則思
先王之仁而不忍去此其所以享國長久之道古〻
[illegible]
[illegible]
皇國の淳樸[illegible]

神を[illegible]
[illegible]
わ[illegible]
[illegible]
の[illegible]
[illegible]
神[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]
玉不彫何也、質有餘不受飾也、さらひ韓非ハ須飾而
論質者、其質衰也何以論之和氏之璧不飾以五采隨
侯之珠不飾以銀黄其質至美物不足以飾之夫物
之待飾而後行者其質不美也是以父子之間其礼樸
而不明、[illegible]
山々文の國あるゆゑ[illegible]
[illegible]文[illegible]

を加へるハ[illegible]
の極[illegible]
[illegible]
[illegible]

夫孔子於鄉黨恂恂如也似不能言者と云へ共
孔子の私門人の中に一芸の取り立て有る者の
為に成り難き事なれども孔子適季孫季孫の宰謁
曰君使求假於馬將與之乎季孫未言孔子曰吾聞
之君取於臣謂之取與於臣謂之賜臣與於君謂之
獻季孫艴然悟曰吾誠未達此義遂命其宰曰自今
以往君有取之一切不得復言假也此はいかなる事
哉の大義と思へども乃人に成り難き事を学ぶも孔の門
に成り難き事を学ぶと云へ共出口なき事なれ

ども孔子の門に学ぶもの孔子のこの一つを
ともに学ぶ事なり功不償勞と学ぶてもお止
なり孔子の門人の中に成り難き事を学ぶ
昭乃崇唐山の子と云へ共唐山は孔子の門人
等に英迷の子と云へ共孔子の門人なり如
斯成り難き事を学ぶ人の中に芙迷も編も学ぶ
ものなり編は学ぶ事乃ち成し
芙迷と云へ共出口なき事なり賈誼を竊惟事勢

可為痛哭者一、可為流涕者二、可為長太息者六、若其佗背理而傷道者、難偏以疏舉、進言者皆曰、天下已安已治矣、臣獨以為未也、曰安且治者、非愚則諛、皆非實知治亂之體者、いひ顧炎武を東漢末、朝政昏濁、國事日非、而黨錮之流、獨行之輩、依仁踏義、舍命不渝、風雨如晦、雞鳴不已、故范曄之論以為拒靈之間、君道粃僻、朝綱日陵、國隙屢啓、自中智以下靡不審其崩離、而權強之臣息其闚盜之謀、豪俊之夫屈鄙生之議、所以傾而未頽、決而未潰者、皆仁人君子心力之為、ひいひ又を天下風俗最壞之地、清議尚存、猶足以維持一二至於清議亡而干戈至矣、ひいひ司馬君實を東漢末、貴戚擅權、嬖倖用事、賞罰無章、賄賂公行、賢愚混殽、是非顛倒、可謂亂矣、而猶綿綿不至亡者、上有公卿袁安、楊震、李固、杜喬、陳蕃、李膺之徒、用公義以扶其危、下有布衣、符融、郭泰、范滂、許劭之流、立私論以救其危、至有觸冒斧鉞、僵仆於前、而忠義奮發、繼起於後、隨踵就戮、視死如歸、夫豈數子之賢哉、亦光武明章之遺化也、ひいひ皇

國の言葉にて合さるるもあれども唐山にて所くの
事ゝなれども此もまたひ乃
文辭ゝ唐人の如くいやしからざるゝ侯事ゝ生ゝ
極巷ゝ言風を好むまを好て学者の
事ゝ為ゝ而文はゝ不ゝ能ゝ実学乃ゝ為ゝ
ゝん又呂祖謙ゝ先王之澤入ル人ニ之深キ至テ于世降リ道
散ニ猶相與ニ誦説歌詠メ而不ル衰ヘ出ル于學士大夫之談者ハ
教之餘リ也出ル故家遺老之傳者ハ俗之餘也出ル于田夫
野人之口ニ者ハ治之餘也ヲ国風の詩を編ゝ

ゝ
ゝ
ゝ

關ヶ原ノ合戦ノ事ハ通會鑑ヲ始メ諸
家ノ著述ニ詳ニ記シ置ケレトモ其ノ子細ヲ
不知用ヲ為ス事ヲ一ト分明ニ為ス事ヲ

若岡新作

この本摩滅ヶ年二差出ス事ヲ
今又つくるものなり

著作堂主人